

滋賀労働局発表

平成29年1月30日（月）

担 課 長 補 佐 高 齢 者 対 策 担 当 官	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課長 大矢 俊典
	課長補佐 河野 孝
	高年齢者対策担当官 友尻 義一
	電話077-526-8686

外国人雇用事業所数及び労働者数は、 過去最高を更新

～「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成28年10月末現在）～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）は、雇用対策法に基づく県内事業所の外国人雇用状況の届出状況（平成28年10月末現在）を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1. 外国人労働者を雇用している事業所数は1,534事業所で、前年同期に比べ84事業所（5.8%）の増と4年連続の増加で、過去最高となっている。
2. 外国人労働者数は13,687人で、前年同期に比べ1,451人（11.9%）増と4年連続の増加で、過去最高となっている。
3. 国籍別では、ブラジルが5,681人と最も多く、全体の41.5%を占め、次いで中国（香港等を含む）2,899人（21.2%）、フィリピン1,475人（10.8%）の順となっている。
4. 外国人労働者を雇用している事業所の産業別では、製造業が692事業所と最も多く、全体の45.1%を占めている（全国平均23.5%）。
また、製造業の事業所に雇用される労働者数は、8,189人と59.8%を占めている（全国平均31.2%）。
5. 外国人労働者を雇用している事業所の規模別では、30人未満規模の事業所数が807事業所で全体の52.6%を占め、外国人労働者数は4,976人と全体の36.4%を占めている。

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者[※]です。

※特別永住者、在留資格「外交」「公用」の者を除きます。

II 届出状況のまとめ

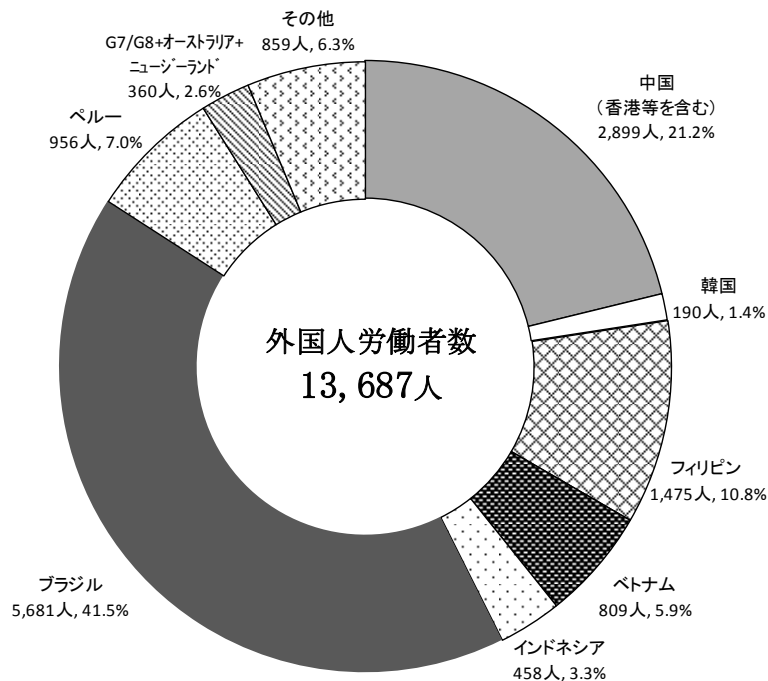
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況【別表1、7頁グラフ】

- (1) 平成28年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は1,534事業所と84事業所（5.8%）の増加、外国人労働者数は13,687人と1,451人（11.9%）の増加となった。
- (2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は383事業所となり、当該事業で雇用される労働者数は6,828人で、外国人雇用事業所数全体の25.0%、外国人労働者数全体の49.9%を占めている。

2 外国人労働者の属性【別表2、4】

- (1) 国籍別にみると、ブラジルが外国人労働者数全体の41.5%を占め、次いで中国（香港等を含む）21.2%、フィリピン10.8%の順となっている。

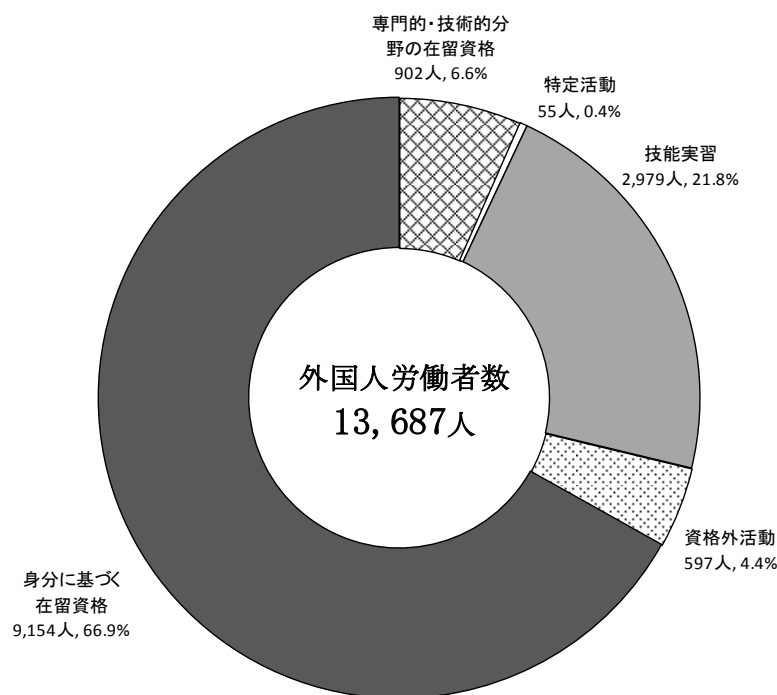
図1 国籍別外国人労働者の割合



*G7/G8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド

- (2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格*1」が外国人労働者全体の66.9%を占め、次いで、技能実習生等の「技能実習」が21.8%、「専門的・技術的分野の在留資格*2」が6.6%となっている。

図2 在留資格別外国人労働者数の割合



- (3) 国籍別の在留資格をみると、中国は「技能実習」が53.2%と半数を占め、次に「身分に基づく在留資格」21.8%、「資格外活動（留学含む）」12.4%の順となっている。

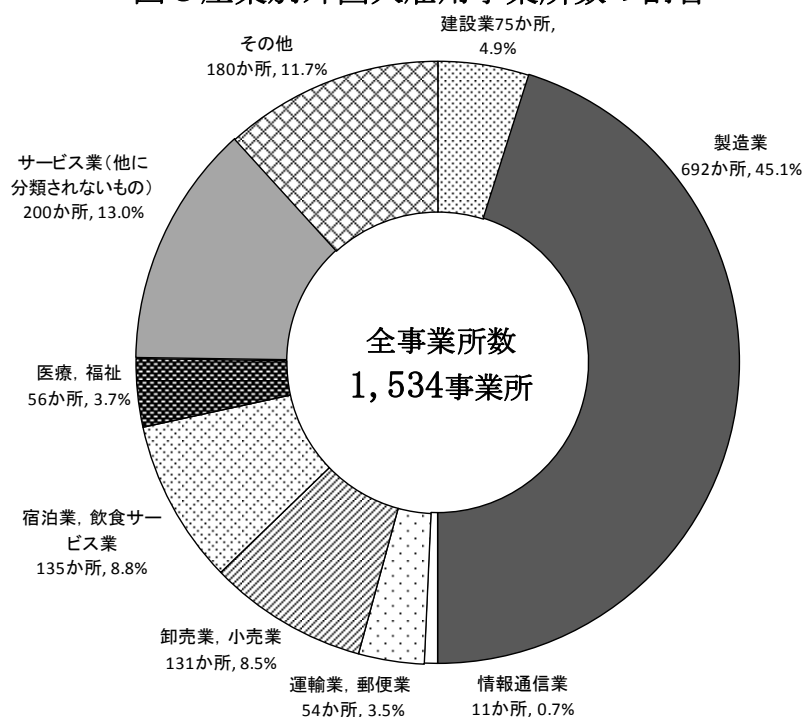
ブラジル及びペルーは、「身分に基づく在留資格」がそれぞれ99.7%、99.8%と大部分を占めている。また、「永住者」については、ブラジル国籍者の38.2%、ペルー国籍者の48.2%を占めている。

-
- *1 「身分に基づく在留資格」には「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
- *2 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号」、「高度専門職2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興業」、「技能」が該当

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性【別表1、2、3】

- (1) 産業別にみると、「製造業」が45.1%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）*3」が13.0%、「宿泊業，飲食サービス業」が8.8%、「卸売業，小売業」が8.5%となっている。

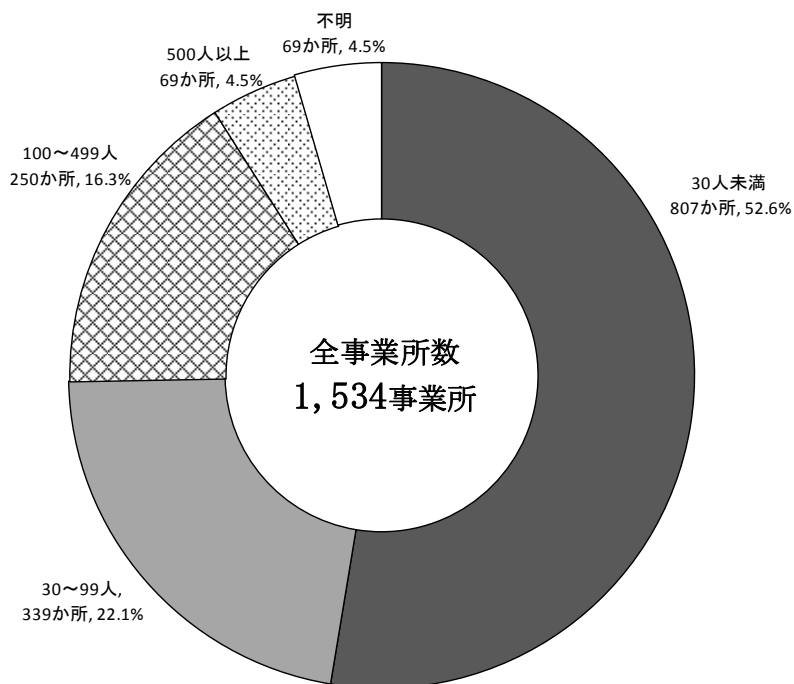
図3 産業別外国人雇用事業所数の割合



*3「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

- (2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の52.6%を占める。

図4 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



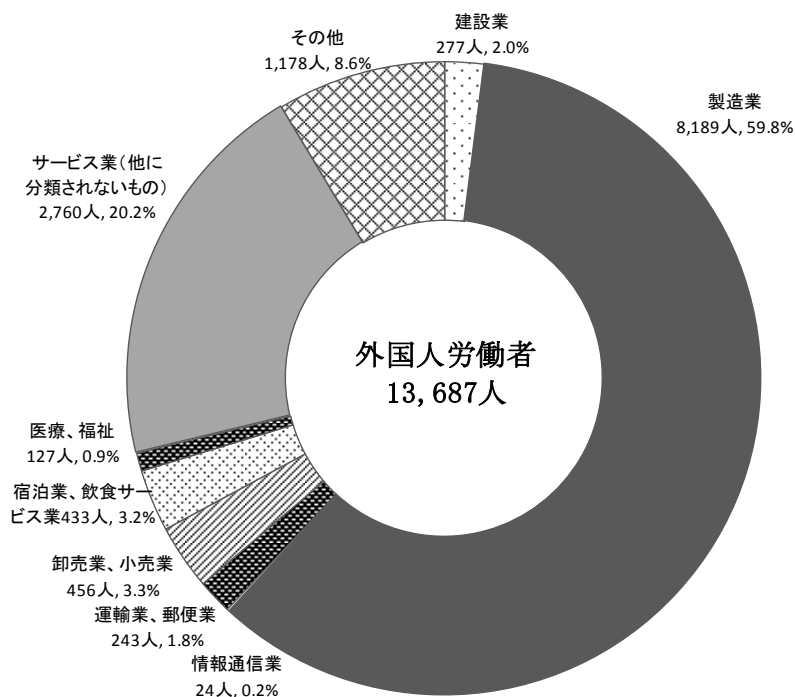
4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態【別表1、3】

- (1) 産業別にみると、「製造業」が59.8%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が20.2%となっており、2業種で全体の8割となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は、「製造業」全体で雇用される外国人労働者の45.1%にあたる3,695人、「サービス業（他に分類されないもの）」で同90.6%にあたる2,501人となっている。

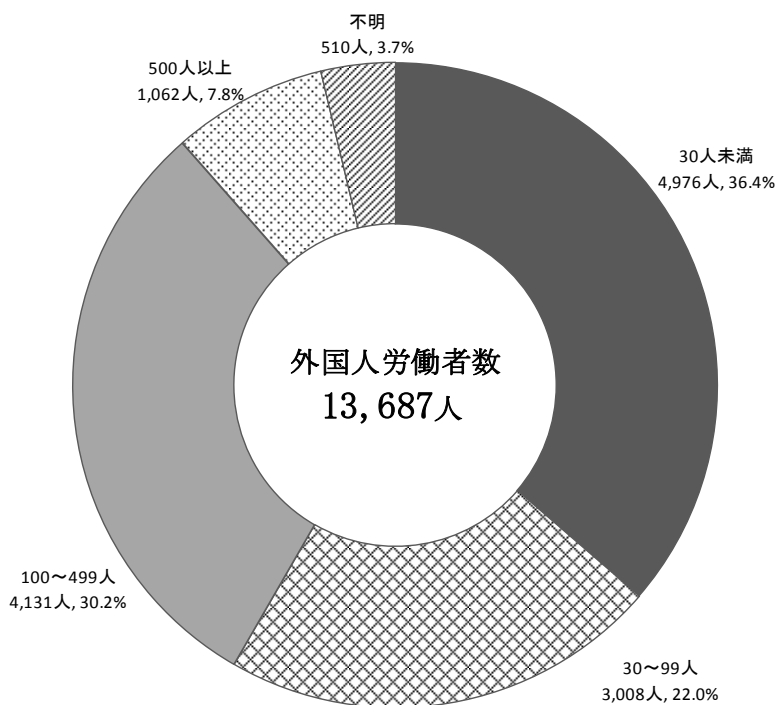
「製造業」の中でも、「電気機械器具製造業」と「生産用機械器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ74.6%（1,134人）、73.0%（1,125人）となっている。

図5 産業別外国人労働者数の割合

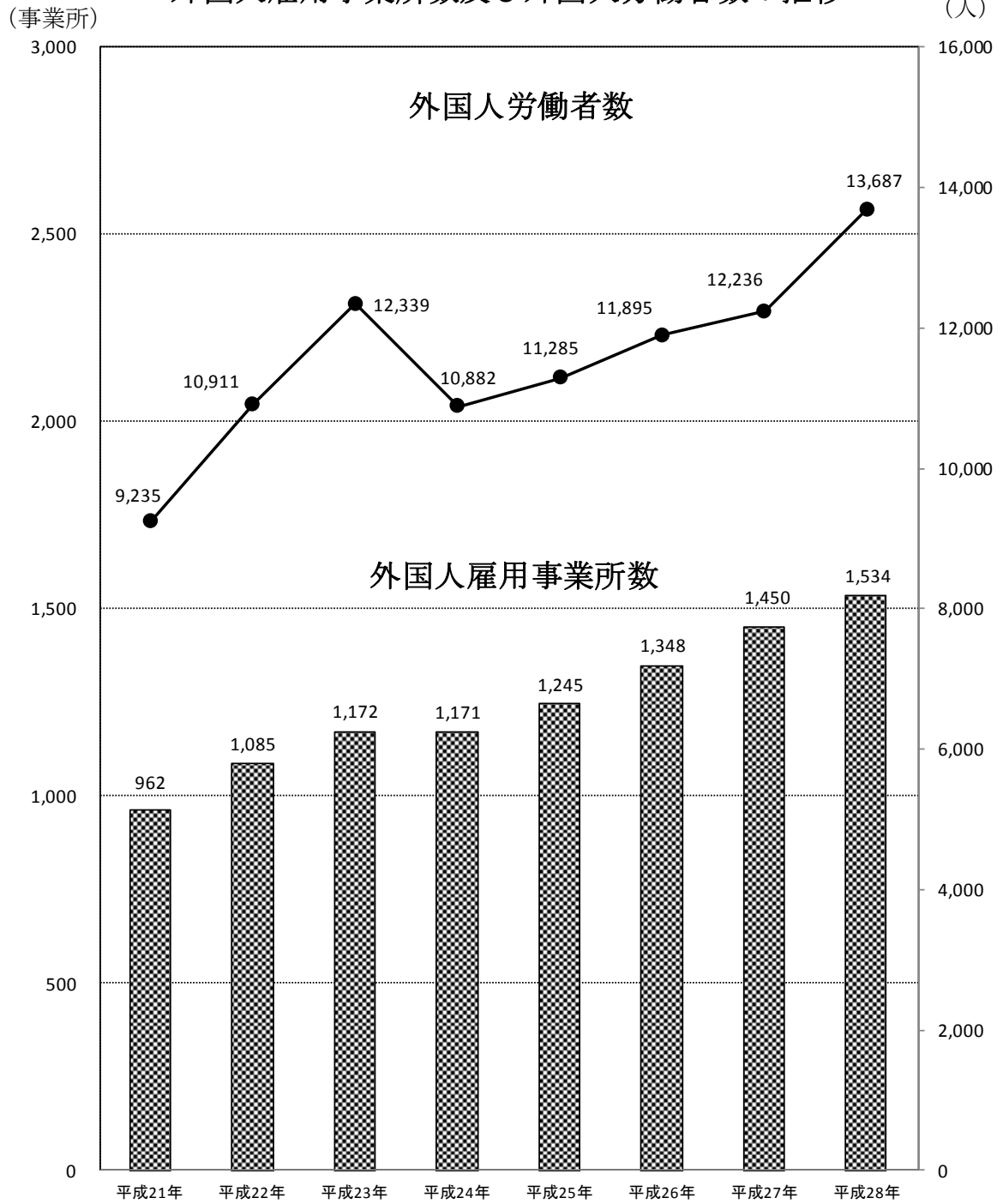


(2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「30人未満」規模の事業所の占める割合が36.4%と最も高くなっている。

図6 事業所規模別外国人労働者数の割合



外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



(別表1) 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

平成28年10月末現在

単位：所、人、%

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負労働者 [比率]	
合 計	1,534	383 [25.0]	100.0	13,687	6,828 [49.9]	100.0
A 農業、林業	29	5 [17.2]	1.9	74	12 [16.2]	0.5
B 漁業	0	0 --	0.0	0	0 --	0.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0 [0.0]	0.1	6	0 [0.0]	0.0
D 建設業	75	12 [16.0]	4.9	277	17 [6.1]	2.0
E 製造業	692	149 [21.5]	45.1	8,189	3,695 [45.1]	59.8
うち 食料品製造業	44	7 [15.9]	2.9	555	17 [3.1]	4.1
うち 繊維工業	67	10 [14.9]	4.4	700	323 [46.1]	5.1
うち 金属製品製造業	87	14 [16.1]	5.7	626	170 [27.2]	4.6
うち 生産用機械器具製造業	60	12 [20.0]	3.9	1,541	1,125 [73.0]	11.3
うち 電気機械器具製造業	86	31 [36.0]	5.6	1,521	1,134 [74.6]	11.1
うち 輸送用機械器具製造業	53	14 [26.4]	3.5	819	105 [12.8]	6.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 --	0.0	0	0 --	0.0
G 情報通信業	11	5 [45.5]	0.7	24	14 [58.3]	0.2
H 運輸業、郵便業	54	12 [22.2]	3.5	243	40 [16.5]	1.8
I 卸売業、小売業	131	14 [10.7]	8.5	456	38 [8.3]	3.3
J 金融業、保険業	7	2 [28.6]	0.5	11	4 [36.4]	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	4	0 [0.0]	0.3	35	0 [0.0]	0.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	31	14 [45.2]	2.0	201	136 [67.7]	1.5
M 宿泊業、飲食サービス業	135	5 [3.7]	8.8	433	21 [4.8]	3.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	29	0 [0.0]	1.9	108	0 [0.0]	0.8
O 教育、学習支援業	26	4 [15.4]	1.7	170	35 [20.6]	1.2
P 医療、福祉	56	8 [14.3]	3.7	127	44 [34.6]	0.9
うち 医療業	18	1 [5.6]	1.2	40	5 [12.5]	0.3
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	38	7 [18.4]	2.5	87	39 [44.8]	0.6
Q 複合サービス事業	16	4 [25.0]	1.0	40	8 [20.0]	0.3
R サービス業（他に分類されないもの）	200	140 [70.0]	13.0	2,760	2,501 [90.6]	20.2
うち 職業紹介・労働者派遣業	66	57 [86.4]	4.3	655	606 [92.5]	4.8
うち その他の事業サービス業	92	73 [79.3]	6.0	1,622	1,506 [92.8]	11.9
S 公務（他に分類されるものを除く）	26	5 [19.2]	1.7	292	98 [33.6]	2.1
T 分類不能の産業	10	4 [40.0]	0.7	241	165 [68.5]	1.8

(別表2) 産業別・規模別外国人雇用事業所数及び国籍別・在留資格別外国人労働者数

各年10月末現在

	事業所数 (所)	対前年増減比 (%)	外国人労働者数 (人)		対前年増減比 (%)
			男性	女性	
平成26年	1,348	8.3	11,895	5,389	5.4
平成27年	1,450	7.6	12,236	5,516	2.9
平成28年	1,534	5.8	13,687	6,228	11.9

事業所数

外国人労働者数

(人)

	事業所数 (所)	対前年増減比 (%)	外国人労働者数 (人)		対前年増減比 (%)
			男性	女性	
製造業	1,348	8.3	11,895	5,389	5.4
情報通信業	1,450	7.6	12,236	5,516	2.9
卸売業、小売業	1,534	5.8	13,687	6,228	11.9
宿泊業、飲食サービス業					
教育、学習支援業					
サービス業 (他に分類されないもの)					
その他					
30人未満					
30~99人					
100~499人					
500人以上					
不明					

	事業所数 (所)	対前年増減比 (%)	外国人労働者数 (人)		対前年増減比 (%)
			男性	女性	
合計	1,534	5.8	13,687	6,228	11.9
専門的・技術的分野の在留資格	692	2.7	902	201	10.7
うち技術・人文知識・国際業務	11	5	57	113	18.9
特定活動	131	12.9	55	17	22.2
技能実習	135	3.8	2,979	259	25.2
資格外活動	26	0.0	597	142	4.6
うち留学	200	7.0	515	121	8.0
身分に基づく在留資格	339	10.1	9,154	6,209	8.6
うち永住者	807	7.2	3,941	2,399	9.7
うち日本人の配偶者等	339	3.7	1,573	1,016	3.1
うち永住者の配偶者等	250	4.6	145	102	12.4
うち永住者	69	3.0	3,495	2,692	9.9
不明	69	7.8	0	0	-
中国 (香港等を含む)			2,899	515	5.1
韓国			190	43	6.1
フィリピン			1,475	746	11.7
ベトナム			809	180	53.5
インドネシア			458	46	59.6
ブラジル			5,681	4,230	9.5
ペルー			956	639	1.5
G7/G8+オーストラリア+ニュージーランド			360	106	3.2
うちアメリカ			240	69	4.3
うちイギリス			29	9	0.0
その他			859	323	25.4

注1: () 内の数値は、一事業所あたりの平均外国人労働者数

注2: 「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における事業所のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所数

注3: 産業分類は、平成26年10月改定の日標準産業分類に準拠している。

注: 「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している労働者数

(別表3) 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

平成28年10月末現在

規模別	事業所数(所)		外国人労働者数(人)		一事業所あたりの外国人労働者数(人)	
	うち派遣・請負事業所 [%]		うち派遣・請負事業所 [%]		うち派遣・請負 労働者	
合計	1,534	383 [25.0]	13,687	6,828 [49.9]	8.9	17.8
30人未満	807	207 [25.7]	4,976	2,844 [57.2]	6.2	13.7
30～99人	339	103 [30.4]	3,008	1,738 [57.8]	8.9	16.9
100～499人	250	47 [18.8]	4,131	1,736 [42.0]	16.5	36.9
500人以上	69	13 [18.8]	1,062	106 [10.0]	15.4	8.2
不明	69	13 [18.8]	510	404 [79.2]	7.4	31.1

注1: 「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率

注2: 「うち派遣・請負労働者[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率

注3: 「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数

注4: 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全事業所規模計)に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率

(別表4) 国籍別・在留資格別外国人労働者数

平成28年10月末現在

(人)

	総数	専門的・技術的分野の在留資格		特定活動	技能実習	資格外活動		身分に基づく在留資格				⑥不明
		うち技術・人文知識・国際業務	うち技術・人文知識・国際業務			うち留学	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者		
合計	13,687	902 (6.6%)	517 (3.8%)	55 (0.4%)	2,979 (21.8%)	597 (4.4%)	515 (3.8%)	9,154 (66.9%)	1,573 (11.5%)	145 (1.1%)	3,495 (25.5%)	0 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	2,899 【21.2%】	347 (12.0%)	286 (9.9%)	20 (0.7%)	1,542 (53.2%)	359 (12.4%)	314 (10.8%)	631 (21.8%)	178 (6.1%)	22 (0.8%)	58 (2.0%)	0 (0.0%)
韓国	190 【1.4%】	43 (22.6%)	38 (20.0%)	2 (1.1%)	6 (3.2%)	26 (13.7%)	23 (12.1%)	113 (59.5%)	27 (14.2%)	2 (1.1%)	4 (2.1%)	0 (0.0%)
フィリピン	1,475 【10.8%】	44 (3.0%)	38 (2.6%)	2 (0.1%)	267 (18.1%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)	1,159 (78.6%)	208 (14.1%)	30 (2.0%)	355 (24.1%)	0 (0.0%)
ベトナム	809 【5.9%】	56 (6.9%)	52 (6.4%)	1 (0.1%)	594 (73.4%)	99 (12.2%)	82 (10.1%)	59 (7.3%)	13 (1.6%)	2 (0.2%)	7 (0.9%)	0 (0.0%)
インドネシア	458 【3.3%】	8 (1.7%)	5 (1.1%)	4 (0.9%)	386 (84.3%)	28 (6.1%)	26 (5.7%)	32 (7.0%)	10 (2.2%)	0 (0.0%)	3 (0.7%)	0 (0.0%)
ブラジル	5,681 【41.5%】	14 (0.2%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5,663 (99.7%)	923 (16.2%)	51 (0.9%)	2,518 (44.3%)	0 (0.0%)
ペルー	956 【7.0%】	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	954 (99.8%)	79 (8.3%)	26 (2.7%)	388 (40.6%)	0 (0.0%)
G7/G8+オーストラリア +ニュージーランド	360 【2.6%】	273 (75.8%)	41 (11.4%)	6 (1.7%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	4 (1.1%)	76 (21.1%)	31 (8.6%)	0 (0.0%)	8 (2.2%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	240 【1.8%】	200 (83.3%)	27 (11.3%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (1.3%)	2 (0.8%)	36 (15.0%)	17 (7.1%)	0 (0.0%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)
うちイギリス	29 【0.2%】	21 (72.4%)	3 (10.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	7 (24.1%)	4 (13.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	859 【6.3%】	116 (13.5%)	52 (6.1%)	20 (2.3%)	180 (21.0%)	76 (8.8%)	64 (7.5%)	467 (54.4%)	104 (12.1%)	12 (1.4%)	154 (17.9%)	0 (0.0%)

注1: 【 】内は、外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率

注2: 在留資格「特定活動」は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計